東三河広域連合公告第８０号

公告

一般競争入札（入札後資格確認型一般競争入札）を下記のとおり行う。

令和８年 11 月 25 日

東三河広域連合長　　長坂　尚登

記

１　入札に付する事項

⑴　委託業務名

令和９年度介護保険高額介護（介護予防）サービス費支給決定通知書等作成業務委託

⑵　業務内容

別紙「令和９年度介護保険高額介護（介護予防）サービス費支給決定通知書等作成業務委託仕様書」のとおり

⑶　業務期間

契約締結日から令和 10 年３月 31 日まで

⑷　業務場所

東三河広域連合の指定する場所

２　入札参加資格

一般競争入札参加資格は、入札書提出日現在において次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととする。

⑴　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定に該当する者でないこと。

⑵　豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町及び豊根村（以下「構成市町村」という。）のいずれかにおいて、愛知県内の本社（本店）又は支社（支店）・営業所等で入札参加資格を有し、営業種目の大分類：物品の製造・販売、中分類：フォーム印刷、小分類：フォーム印刷及び大分類：役務の提供等、中分類：コンピュータサービス、小分類：データ処理に登録されていること。

⑶　本入札の公告の日から落札決定の日の期間において、東三河広域連合又は構成市町村のいずれかにおいて、物品の製造・販売、物品の買受け及び役務の提供等に係る指名停止の期間がないこと。

⑷　本入札の公告の日から落札決定の日の期間において「東三河広域連合が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 27 年５月１日付け東三河広域連合長、愛知県豊橋警察署長、愛知県豊川警察署長、愛知県蒲郡警察署長、愛知県田原警察署長、愛知県新城警察署長、愛知県設楽警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

⑸　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

⑹　プライバシーマーク又は ISO27001 認証を取得している事業者であること。

⑺　令和３年度以降において官公庁発注の同種（フォーム印刷かつ封入封緘）業務の履行実績があること。

３　入札に関する事項

⑴　契約条項を示す場所及び問い合わせ先

東三河広域連合福祉事業部介護保険課

〒440-0806　愛知県豊橋市八町通二丁目 16 番地（豊橋市職員会館５階）

電　　話：０５３２－２６－８４６９

ファックス：０５３２－２６－８４７５

電子メールアドレス：kaigohoken@union.higashimikawa.lg.jp

⑵　開札日時

令和８年 12 月９日（水曜日）　午前 10 時から

⑶　開札場所

豊橋市職員会館４階　総務課会議室

⑷　入札書の提出期限

令和８年 12 月８日（火曜日）　午後５時必着

⑸　入札書の提出先

⑴の担当部局と同じ

⑹　入札書の提出方法

入札書を入札書用封筒に厳封のうえ、郵送又は持参にて提出すること。

※　入札書用封筒の作成方法は、添付の参考のとおりとすること。

※　事前提出による入札書の日付は、入札書の提出期限以前の日付とすること。

※　郵便の場合は、「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」

※　信書便の場合は、書留郵便に準ずるものとすること。

（信書便とは、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者又は同法同条第９項に規定する特定信書便事業者の提供するもの）

⑺　入札保証金

免除する。

⑻　契約保証金

免除する。

⑼　最低制限価格

無

⑽　質問期間及び方法

令和８年 12 月２日（水曜日）　午後５時必着

⑴の担当部局宛て電子メール又はＦＡＸにて入札質疑書（様式第２号）を提出すること。

⑾　回答日及び方法

令和８年 12 月４日（金曜日）　東三河広域連合ホームページにて質問回答を公開する。

⑿　入札の無効

東三河広域連合契約規則第 47 条に該当する入札は無効とする。

⒀　入札参加資格の確認及び理由書の通知

入札参加資格は、入札後確認型で行う。

入札参加資格の確認の結果、資格がないと認められた場合には、その理由を通知する。この通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して５日（休日等を含まない。）以内に、該当理由について、書面により説明を求めることができる。なお、書面の様式は自由とする。

⒁　入札の回数

入札の回数は初度分を含めて３回までとする。

無効又は失格とされた入札をした者は、再度入札等に参加することができない。

⒂　再度入札

再度入札となった場合は、改めて提出期限を示すものとする。

⒃　契約書作成の要否

要する。

４　その他

⑴　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（消費税及び地方消費税抜きの金額）を入札書に記載すること。

⑵　落札候補者の決定方法は、東三河広域連合契約規則第 43 条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内かつ最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。ただし、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、抽選により落札候補者を決定する。

⑶　落札候補者は落札候補決定日の翌日から起算して２日以内（休日の場合は翌開庁日）の午後５時までに下記の書類を提出すること。

ア　本公告２⑹に規定する入札参加資格要件を確認できる登録証又は認定証の写し

イ　本公告２⑺に規定する入札参加資格要件を確認できる書類の写し

⑷　落札候補者について、⑶の提出書類により入札参加資格の確認を行い、適格者を落札者とする。確認の結果、不適格者の場合は、その者のした入札を無効とし、無効となった落札候補者の次に低い価格で入札した者又は次順位者を新たな落札候補者とし、以降これを繰り返すものとする。

⑸　電子メール等の通信事故について、東三河広域連合は一切の責めを負わないものとする。

⑹　東三河広域連合に談合情報が寄せられた場合で、談合の疑いが強いと東三河広域連合契約審査会が認めた場合は、すでに行われた入札を無効とすることがある。

⑺　本案件の入札等に関し、談合その他の不正行為が明らかになったときは、東三河広域連合契約規則に基づき、賠償金を請求する場合がある。なお、契約の履行が完了した後等においてもこれを適用する。

⑻　暴力団排除について、落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者が合意書に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。なお、この場合東三河広域連合は一切の損害賠償の責めを負わない。また、契約履行に当たり、妨害又は不当要求を受けた場合は、発注者へ報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。これを怠った場合は、指名停止措置又は契約の相手方としない措置を講じることがある。

⑼　手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位について、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第 51 号）に定める単位とする。